**住所調査Ｑ＆Ａ**

住所調査をどのように行ったら良いかＱ＆Ａ方式でご説明します。

１．住所未登録者をどうやって調べるのですか？

(1) もし、ＯＢ会名簿等がありましたら、現在の連絡先が分からないかお調べいただけないでしょうか。そこで連絡が付くようなら、お手数ですが、ご本人に「農林年金が制度完了する予定だが、○○さんの住所が農林年金に登録されておらず年金の請求手続きや制度完了の案内などできなくて困っているようだ。一度農林年金管理徴収課03-6811-0550に電話してみてくれないか」と  
電話や文書でご連絡をお願いします。  
（ご本人宛案内文書の見本をホームページからダウンロードできます）

(2) 名簿などがない場合は同期入社や今でも親しくし年賀状のやり取りなどされている方、あるいは同じ学校を卒業された方など通じて連絡が取れないかお調べいただけないでしょうか。

(3) もう一つの方法としては、ＯＢ会の集まりなどある場合、「○○さんの消息をご存じの方はいないか」などと呼びかけていただいたり、団体の広報誌でご案内していただけないでしょうか。  
（団体の広報誌用原稿の見本をホームページからダウンロードできます）

２．住所未登録者に連絡する場合は何と説明すればいいですか？

(1) 今回の住所調査は、現在検討が進んでいる農林年金の制度完了に備えたものです。平成32年5月までの間に全ての年金受給者と未裁定者（まだ年金の支給開始年齢に達していない方）に特例年金に代えて特例一時金をお支払いすることとなります。住所不明のままですとこの手当金の案内および送金ができないことから住所調査へのご協力をお願いしています。

(2) 回答例  
「東京の農林年金から依頼があり、農林年金に○○さんの住所登録がなく連絡が取れず困っているようだ。一度「農林年金管理徴収課03-6811-0550」に電話して確認して欲しい。詳しいことは分からないが農林年金は数年後には制度を閉じるようでそれに関連した案内をするために住所を知りたいようだ。電話すればそのあたりのことも教えてくれる。」

■そもそもどうして住所未登録者がいるのですか？

　平成９年１月に基礎年金番号制度が導入されるまで、農林年金は現役職員の住所情報は保有していませんでした（年金の手続きをする時に初めて住所を登録）。基礎年金番号制度導入により平成９年１月以降、在職中の方の住所情報は収録するようになりましたが、平成８年１２月以前に退職されている方についてはこれまでずっと住所情報がないままでした。

３．住所未登録者に連絡できそうな場合はどのように報告するのですか？

(1) 団体から直接ご報告していただく必要はありません。個人情報に関わることからあくまでもご本人から農林年金管理徴収課03-6811-0550にご連絡いただくようお伝えください。なお、住所未登録者リストに掲載されている「農林年金の組合員番号（10桁）」を言っていただくようお伝えくださると円滑な電話対応ができます。

(2) ご連絡いただきますと折り返し住所登録届用紙を提出用封筒と一緒にご本人にお送りします。この住所登録届用紙を農林年金に郵送いただき、届出いただいた内容に基づいて農林年金の個人データベースに住所を登録させていただきます。個人情報に関わることから必ず書面での届出をお願いしておりますのでご理解ご協力をお願いします。

　なお、住所だけでなく基礎年金番号が農林年金に未登録の場合は基礎年金番号の分かる書類（年金手帳や年金証書のコピー）の添付もお願いしております。

４．住所未登録者がすでに死亡している場合はどうしたらいいですか？

(1) お手数ですが、その場合は、団体あるいは親族の方から管理徴収課にご連絡ください。「調査前死亡」ということで登録させていただきます。

(2) もしご本人が年金の支給開始年齢到達後に亡くなられている場合は「年金の未払分」を遺族が受け取れる場合もあります。そのため、分かる範囲で①死亡日、②遺族のお名前、③続柄、④支払未済請求書等の送付先郵便番号・住所、⑤連絡先電話番号をご報告いただけると助かります。

５．本人から連絡できない場合（入院中や長期不在）はどうしたらいいですか？

(1) 年金請求の際に戸籍抄本などで本人確認させていただくことから、今回の住所調査はご家族等代理人からの報告でもかまいません。

(2) また、上記３．(2)に記載した住所登録届用紙をご家族等が代筆されることも可能としますが、住所登録届用紙には本人確認のため「在籍団体名と所在地」「在籍期間」を記入することとなっていますのでそのことが分かる方にご記入をお願いします。併せて基礎年金番号の登録がない方は「年金手帳」や「年金証書」のコピーなど基礎年金番号の分かる書類の添付をお願いしています。

６．ＯＢ会などに聞いたが誰も消息を知らず、調べようがありません。

(1) お手数ですが、農林年金管理徴収課にご報告いただければ「調査困難者」ということで登録させていただきます。

(2) 「調査困難者」については、農林年金で引き続き調査していきます。

**農林年金　管理徴収課　■０３-６８１１-０５５０平日　午前９時～午後５時まで**